

みどりの食料システム戦略推進費補助金（持続可能なエネルギー導入・環境 負荷低減活動のための基盤強化対策事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○その他

2 事業概要

みどりの食料システムの実現に向けて、みどりの食料システム法の認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・設備の整備等に対して支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、民間団体等

（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者、各種組合・法人等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

交付申請までにみどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業実施計画書の認定を受けること

(2) 対象経費：

①代替肥料やバイオ炭等の生産及び広域的な流通を図るために必要な機械・施設（付帯設備を含む）の整備等に必要な経費

②資材の生産に必要な調査、検査・分析、実証試験等に必要な経費

(3) 補助率：

① 1 / 2 以内（補助上限：8,000万円）

②定額（補助上限：100万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。

（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-2408

強い農業づくり総合支援交付金（水稲・大豆）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国庫補助金（強い農業づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 一定割合の受益者による環境負荷低減等に取り組むこと
- 実質化された人・農地プランを策定していること又は地域計画を策定していること
- 当該施設等の整備によるすべての効果によりすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率：1／2以内

※受益者が1経営体に限定される取組み（協業経営体を除く）は補助率3／10以内

(4) 事業費上限：

乾燥調製施設 計画処理量1トンにつき50万2千円

穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあつては計画処理量1トンにつき55万8千円

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 農林水産部農政企画課

(2) 担当（係）名： 米政策推進担当

(3) 電話番号： 023-630-2304

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（整備事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額の10%以上の増加
- 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

(2) 対象経費：穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備

(3) 補助率：

- ・ 水稻 乾燥調製施設 1 / 3 以内（大豆、中山間地等は 1 / 2 以内）
- 乾燥調製貯蔵施設 1 / 2 以内

(4) 事業費上限：

- 乾燥調製施設 計画処理量 1 トンにつき 50 万 2 千円
- 穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあっては計画処理量 1 トンにつき 55 万 8 千円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。
（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課
- (2) 担当（係）名：米政策推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2304